

第7章

計画推進のために

第7章 計画推進のために

1 計画の周知啓発

本計画を効果的・効率的に推進していくためには、市民や高齢者・介護に関わる方（介護サービス事業者、介護従事者、民間企業、NPO法人等）に広く計画を周知し、本市が目指す高齢者施策の方向性を共有することでスムーズな連携につなげる必要があります。そこで、本計画を市ホームページで公表するとともに、地域包括支援センターや地域ケア会議、生活支援コーディネーター等を通じて計画の周知に努めます。

2 計画の進行管理及び評価・点検

本計画の施策が変わりゆく状況に対応できる施策となるよう、PDCAサイクルを活用します。これにより、定期的に施策が進行管理されるとともに、施策実施後の評価・点検の結果に応じて内容の見直しが行われることとなります。

